KPMG Japan
e-Tax News
No.336　8 July 2025

税務情報

2025 年度税制改正 ― 所得税関連の法令解釈通達の発遣

国税庁は、2025 年度税制改正に対応した以下の改正通達を発遣しました。

■ 「所得税基本通達の制定について」の一部改正について（法令解釈通達）（2025 年 6 月 30 日付）

この改正通達では、たとえば以下の通達の新設や改正が行われています。

【人的控除等】

2025 年度税制改正では、人的控除等に関し、特定親族特別控除が創設されるとともに、基礎控除及び給与所得控除の改正並びに配偶者控除及び扶養控除等の所得要件の改正が行われました。これに伴い、特定親族特別控除に関する通達（84 の 2－1、84 の 2－2、195 の 3－1）が新設され、既存の人的控除等に関連する通達が改正されています。

【リース税制】

2025 年度税制改正では、昨年 9 月に企業会計基準委員会から公表された企業会計基準第 34 号「リースに関する会計基準」を踏まえ、リース取引に係る税制上の取扱いの整備が行われました。これに伴い法人税基本通達の改正 (*) が行われましたが、所得税基本通達においても同様にリース税制に関連する通達が改正されています。

■ 「租税特別措置法（株式等に係る譲渡所得等関係）の取扱いについて」等の一部改正について（法令解釈通達）（2025 年 6 月 23 日付）

3 つの通達が改正されており、そのうち「第 1『租税特別措置法（株式等に係る譲渡所得等関係）の取扱いについて』（法令解釈通達）」(PDF 351KB)では、2025 年度税制改正における、エンジェル税制に係る繰戻し還付制度の創設による再投資期間の延長や再投資非課税措置の適用制限に関する改正に伴う通達（37 の 13－4～37 の 13－10）が新設されています。

(*) 法人税基本通達の改正については、e-Tax News No.334「2025 年度税制改正 ― 法令解釈通達の発遣」（2025 年 7 月 2 日発行）でお知らせしています。

© 2025 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

***

上記のほか、「租税特別措置法に係る所得税の取扱いについて」の一部改正について（法令解釈通達）」（2025 年 6 月 30 日付）も発遣されています。

© 2025 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

KPMG 税理士法人

〒106-6012
東京都港区六本木1-6-1 泉ガーデンタワー
TEL: 03-6229-8000
FAX: 03-5575-0766

〒530-0005
大阪府大阪市北区中之島2-2-2 大阪中之島ビル15F
TEL: 06-4708-5150
FAX: 06-4706-3881

〒450-6426
愛知県名古屋市中村区名駅3-28-12
大名古屋ビルヂング26F
TEL: 052-569-5420
FAX: 052-551-0580

〒600-8216
京都市下京区塩小路通西洞院東入東塩小路町843-2
日本生命京都ヤサカビル7F
TEL：075-353-1270
FAX：075-353-1271

〒730-0031
広島県広島市中区紙屋町2-1-22
広島興銀ビル7Ｆ
TEL: 082-241-2810
FAX: 082-241-2811

〒810-0001
福岡県福岡市中央区天神1-12-14
紙与渡辺ビル8F
TEL: 092-712-6300
FAX: 092-712-6301

info-tax@jp.kpmg.com
kpmg.com/jp/tax

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2025 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.